



(選舉特集第一号) (昭和29年9月24日)

補充選舉人名簿の 登録申請手続

9月28日~10月2日

十月十五日におこなわれる初代勝山市長の選挙には基本選挙人名簿と今回新たに調整する補充選挙人名簿が使用されます
①基本選挙人名簿は昭和二十八年九月十五日現在でつくられたもので

生れた者で昨年九月十五日現在
で引続き当市内に三ヶ月以上住
んでいる者」が載ております
②補充選挙人名簿は基本選挙人名
簿に載つていなき次に掲げる者
から申請によつてつくられるも
のであります。

折角選挙の資格があつても九月二
十八日より十月二日までに申請手
続をしなかつた者は登録されませ
んから必ず申請して下さい。

◆補充選挙人名簿の登録申請を
しなければならない者

一、昭和八年十二月二十二日から
昭和九年九月二十八日までに生
れた者で昭和二十九年七月十六
日以前から引続き当市内に住居
している日本国民

二、右以外の成年者で昭和二十九年九月十六日より昭和二十九年七月十六日までに他市町村より当市内に住居を移され引続き住居している日本国民

九月二十八日から十月三日まで
△登録申請方法
所定の様式による申請書を市選舉管理委員会に提出しなければなりません。申請書用紙は市役所及び各支所で準備してありますから申請しようとする人は必ず定められた期間内に印鑑御持参の上市役所又は各支所にお出で下さい。

△補充名簿に登載しない者
禁治産者及び準禁治産者
懲役又は禁錮刑に処せられ服
役中又は執行猶予中の者
選舉關係の刑罰により被選舉

権をなくした者
△補充名簿の縦覧期間及び異議
申立期間

昭和二十九年十月六日から十月十
日までの五日間

昭和二十九年七月十二日
△補充名簿に關する異議の申立

申立が認められます。

以上の通り大略を申し上げましたが、選挙人名簿登録申請の怠慢こそ選挙権を放棄することになり市民に与えられた義務と責任を果さないばかりでなく、勝山市民として

市長

10月15日

午前7時～

午後6時

選 挙
投票日

指定病院に入院をしておられない病人や負傷人は投票日には投票所まで行かないと投票は出来ません。なお不在者投票は公示の日から投票日の前日まで毎日市選舉管理委員会で行いますから、御不審の点がありましたら御遠慮なく市選舉管理委員会にお問合せ下さい。

三、不在者投票の期日
昭和二十九年九月三十日から十月十四日まで毎日午前八時三十分より午後五時まで勝山市役所及び各支所で行つております。

(3) 指定病院又は監獄や少年院においては夫々その長が不在者投票管理者となつて届出でを致しますから、その長に申出で下さい。

(2)滞在中の者は滞在先の選挙管理委員会に届出で投票します。この場合その選挙管理委員会の証明書をお送り願うと初めて投票用紙と封筒を郵送しますから期日中に投票用紙は当選管委員会に到着する

(2) 指定病院（当市の場合は勝山病院のみ）又は監獄や少年院に収容中の者が行います。

(1)勝山市長選舉 桂県の十一月十五日に職務又は業務のため市外に旅行や滞在をしなければならない者

必ず不在者投票を

「**外にが行**」

市民の皆さん、どうか期日を間違
わざに必ず申請して頂き直に私達
の立派な初代市長を選びましょ
う

棄權は市民の恥

義務と責任を果しましょう

投票時刻はサイレン吹鳴

来る十月十五日は歴史的な九ヶ町村が大同団結によつて誕生した新生勝山市の初代市長を選ぶ大事な日であります。

そこで当日の投票時刻は午前七時から午後六時までとなつていますが、吾々市民に与えられた責任と義務を果すためにもこ

の尊い選挙権を放棄することのないよう投票の開始時刻と、投票終了一時間前の午後五時の二回一齊にサイレンを吹鳴して有権者の方々にお知らせすることになつています。

また近く配布する投票所の入場券にも投票時刻が書かれていて

投票區

◇勝山第一投票區

下元祿一区、下元祿二区、上元祿、片瀬

◇勝山第二投票區

立石、立川、郡、上袋田、下袋田、上後、中後、下後、上

◇勝山第三投票區

下長瀬、富田、沢、芳野

◇勝山第四投票區

上芳野

◇勝山第五投票區

毛屋、猪野、高島、若猪野、猪野口、西高島

◇平泉寺投票區

平泉寺、岡横江、赤尾、筍尾

◇村岡投票區

滝波、郡、淨土寺、寺尾、柄神谷、暮見、猿倉、三谷、黒原、五本寺

◇北谷第一投票區

中尾、北六呂師、河合木根橋

◇北谷第二投票區

北谷第三投票區 小原又

◇北谷第五投票區

北谷第六投票區 杉山分校

◇北谷第六投票區

北谷第六投票區 杉山分校

◇野向第一投票區

龍谷、竹林、堀丸、深谷、栗師神谷、牛ヶ谷、北野津又

◇野向第二投票區

横倉

投票所

◇勝山第一投票所

勝山市下元祿 正等寺

◇勝山第二投票所

勝山市芳野 尊光寺

◇勝山第三投票所

勝山市上芳野 淨願寺

◇勝山第四投票所

勝山市若猪野 一本松分校

◇勝山第五投票所

勝山市若猪野 若猪野分校

◇平泉寺投票所

勝山市平泉寺町赤尾 平泉寺小学校

◇勝山市役所

勝山市役所

ますが、市民の皆さんには挙つて投票所へ時間内にお出で下さい。また投票区の区域と投票所の位置は次の通りですからお知らせします。

△ 1

◇荒土投票區

松田、田名部、布市、清水島北新在家、別所、細野、細野

◇北谷第一投票所

口、北宮地、堀名中清水、伊波、妙金島・松ヶ崎、新保

◇北鄉第一投票區

西妙金島、検曾谷、新町、志比原、森川、東野

◇北鄉第二投票區

伊知地、坂東島、上野、岩屋保田、西光寺、北西侯、矢戸口、杉俣、志田、堺坂

◇北谷第三投票所

北谷第三投票所 勝山市北谷町谷 小原 小原分校

◇北谷第四投票所

北谷第四投票所 勝山市北谷町杉山 杉山分校

◇北谷第五投票所

北谷第五投票所 勝山市北谷町中野又分校

◇北谷第六投票所

北谷第六投票所 勝山市北谷町杉山 杉山分校

◇野向第二投票所

野向第二投票所 勝山市野向町横倉 荒土小学校

◇荒土投票所

荒土投票所 勝山市北郷町検曾谷

◇北郷第一投票所

北郷第一投票所 勝山市北郷町伊知地分校

◇北郷第二投票所

北郷第二投票所 勝山市北郷町伊知地分校

◇北郷第三投票所

北郷第三投票所 勝山市北郷町伊知地分校

◇北郷第四投票所

北郷第四投票所 勝山市北郷町伊知地分校

◇北郷第五投票所

北郷第五投票所 勝山市北郷町伊知地分校

◇北郷第六投票所

北郷第六投票所 勝山市北郷町伊知地分校

◇野向第一投票所

野向第一投票所 勝山市野向町大袋 三室小学校